

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域振興課	整理番号	1-1
許認可等の種類	特定地域づくり事業協同組合の認定			
根拠法令条例等・条項	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項			
許認可等の概要	特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	長野県における特定地域づくり事業協同組合認定基準			
基準の制定根拠	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン、労働者派遣事業関係業務取扱要領			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	労働者派遣法に係る労働者派遣事業の厚生労働大臣許可に係る標準的な処理期間が2～3か月とされていることを根拠に制定			